

サンスターグループ ビジネスパートナー行動規範

本規範について

サンスターは、企業としての高い誠実性、責任ある調達、環境の持続可能性、そして事業運営およびグローバルサプライチェーン全体における労働者の安全と福祉に関する高い基準を満たすことを目指しています。これらの基準は、本ビジネス行動規範（サンスターにより随時改定される、本「**規範**」）に反映されており、本規範はサンスターのビジネスパートナー（以下に定義）が遵守しなければならない**最低要件**を定めています。

本規範では以下の用語を使用します。

「**関連会社**」とは、サンスターの製品に関するサプライチェーンおよび商業チャネルに参与するビジネスパートナーの供給業者、二次販売業者、ベンダー、代理店、および下請業者を意味します。

「**ビジネスパートナー**」とは、サンスターに商品またはサービスを提供する、あらゆるサプライヤー、販売業者、またはその他の戦略的/商業的第三者を意味します。

「**サンスター**」とは、Sunstar S.A.およびその子会社を意味します。

1. 本規範を遵守しなければならないのは誰ですか？

- 1.1. ビジネスパートナーは、本規範の基準を遵守し、関連会社の影響力およびリスクプロファイルのレベルを考慮しながら、サプライチェーン内で本規範の原則に対する認識と整合性を促進するために、合理的かつ適切な努力を払うものとします。
- 1.2. さらに、12.3 項に記載されているとおり、ビジネスパートナーは、関連会社との契約に本規範の基準と同等の基準を含めるために、合理的かつ適切な努力を払うものとします。

2. 本規範および法律の遵守

- 2.1. ビジネスパートナーは、本規範に定めるすべての基準、およびビジネスパートナーが事業を行う地域において適用されるすべての法令を遵守するものとします。
- 2.2. 適用される法令、当事者間の契約、および本規範の間に矛盾がある場合、ビジネスパートナーは最も高い基準を満たすことが求められます。

3. 人権および責任ある労働慣行

- 3.1. **奴隷制、人身売買、強制労働および児童労働** ビジネスパートナーは、人権を尊重し、強制労働および児童労働に関する適用法令、規制、および国際労働機関（ILO）の基準を遵守する労働慣行を維持するものとします。そのため、ビジネスパートナーは、強制労働、児童労働、債務労働、年季労働、刑

務所労働、人身売買、または搾取を支援、従事、または要求することを含むがこれらに限定されない禁止された労働慣行を行ってはなりません。

3.2. 人権 ビジネスパートナーは、少なくとも国連人権憲章および ILO の「労働における基本的原則および権利に関する宣言」に規定される基本的人権に関する原則として理解される、国際的に認められたすべての人権を遵守しなければなりません。

3.3. 機会均等 ビジネスパートナーは、雇用、報酬、研修、昇進または昇格、解雇、退職、またはその他の雇用慣行において、人種、肌の色、民族、出身国、性別、性自認、性的指向、年齢、宗教、障害、婚姻もしくは妊娠の状態、または法律で要求もしくは許可される配慮を条件とする労働者の職務遂行能力以外のいかなる特性に基づいても差別してはなりません。

3.4. 結社の自由と団体交渉権 ビジネスパートナーは、関係会社の労働者が自ら選択するグループに合法的に加入するかどうかを決定する権利を尊重し、妨害してはなりません。これには、適用法に従い労働組合を結成もしくは加入する権利、および団体交渉を行う権利が含まれます。

3.5. 労働環境 ビジネスパートナーは、以下を行うものとします。

- a) 安全で健康的かつ衛生的な作業環境を提供し、事業を展開する場所において適用されるすべての健康、安全およびその他の関連法規を遵守すること。
- b) 18 歳未満のいかなる者による危険な労働の実施を支援、関与、または要求しないこと。危険な労働とは、その性質上、または作業が行われる状況において、適切な予防措置が講じられない場合に労働者の安全または健康に重大な危害を及ぼすリスクを伴うあらゆる作業を指します。

3.6. 賃金および報酬 ビジネスパートナーは、すべての労働者に対し、時間外割増賃金を含む賃金および福利厚生を、少なくとも以下のうち最も高い基準を満たす形で支払うことが求められます。

- a) 適用法によって定められた最低賃金および福利厚生
- b) 労働協約
- c) 業界基準、および
- d) 基本的な生活必需品を満たすのに十分な金額

3.7. ハラスメント サンスターは、セクシュアルハラスメントを含む、職場でのあらゆる形態のハラスメントを容認しません。ビジネスパートナーもまた、サンスターとの取引行為の一環として、職場におけるあらゆる形態のハラスメントの発生を防止するための適切な措置を講じ、要請に応じてそのような措置の証拠をサンスターに提供することが期待されます。

4. 情報セキュリティ、データ保護および知的財産

- 4.1. ビジネスパートナーは、適用されるデータ保護に関する法律および規則を遵守し、以下のための適切な措置を講じなければなりません。
- a) サンスターに属する、またはサンスターから提供された情報を含む、そのシステム(物理的システムおよびオンラインまたは電子システムを含む)上に保持されている情報の完全性と機密性を保護すること。
 - b) 関連会社を含む第三者による情報への不正アクセスがないことを確保すること。
- 4.2. ビジネスパートナーは、データまたはセキュリティ侵害が発生した場合、直ちにサンスターに通知し、当該事象に関してサンスターが必要と判断する措置について、サンスターに全面的に協力するものとします。さらに、ビジネスパートナーは、国境を越えるデータフローに関する EU 標準契約条項(SCC)を含む、データ保護を目的としてサンスターが合理的に要求する契約を、サンスターとの間で締結し、また関連会社をして締結させるものとします。
- 4.3. ビジネスパートナーは、知的財産権を尊重、保護し、偽造品や無許可の部品がサプライチェーンに持ち込まれないことを確保しなければなりません。

5. 環境への責任

- 5.1. ビジネスパートナーは、以下を確保するものとします。
- a) その事業が、気候変動、廃棄物処理、排出、排出物、有害物質および毒性物質の取扱いに関する法律および国際条約を含む（ただしこれらに限定されない）、適用されるすべての法律を遵守していること。
 - b) 製造する商品（その商品に組み込まれる原料および部品を含む）が、すべての環境法および条約を遵守していること。
 - c) 適用されるすべての環境法および条約を遵守した包装材料のみを使用すること。
- 5.2. ビジネスパートナーは、環境リスクを管理するための適切な環境マネジメントシステムを導入しなければなりません。当該システムは少なくとも以下の事項が含まれ、これに対処するものでなくてはなりません。
- a) 過去、現在および将来予想されるすべての事業活動の環境影響評価
 - b) 環境パフォーマンスの継続的改善、汚染、排出および廃棄物の削減のための措置
 - c) すべての原材料、エネルギー、消耗品の使用を削減するための措置、および
 - d) 環境問題に関する従業員の意識向上とトレーニング

6. 事業継続計画と品質

ビジネスパートナーは、緊急事態、自然災害、サイバーインシデント、またはその他の混乱が発生した場合に、事業の回復力と製品またはサービスの継続的な供給を確保するために、適切な事業継続計画および災害復旧計画を策定し、維持しなければなりません。

ビジネスパートナーは、製品安全性などの事項に関する適切な品質管理システムを導入し、維持しなければなりません。

7. 記録

ビジネスパートナーは、すべての取引を正確に、誠実に、完全に文書化した帳簿および記録を維持しなければなりません。

8. 贈収賄と汚職の防止

8.1. ビジネスパートナーは、最高水準の倫理基準を維持し、贈収賄、汚職、詐欺の防止に関連するすべての適用法令を遵守しなければなりません。ビジネスパートナーは以下を行ってはなりません。

- a) 以下のものを受け取り、提供し、約束し、支払い、許可し、または承認すること。(i) 賄賂、便宜供与金、リベート、または違法な政治献金、(ii) 利益の獲得または維持を目的とした金銭、物品、役務、贈答品、接待、雇用、契約、その他の価値あるもの、または (iii) 事業上の利益と引き換えに、または当該者による不適切な行為に対する報奨もしくは誘因として、当該者に提供されるその他の違法または不適切な支払いもしくは価値ある利益
- b) 贈収賄と見なされる可能性のある過度な贈答品、接待または娯楽を、ビジネス上の優位性を獲得または維持する目的で提供するために交換すること。
- c) 詐欺行為を構成するような慣行または活動に従事すること。

9. 独占禁止法および競争法

9.1. ビジネスパートナーは、競合他社との協力および情報共有、価格協定、入札談合に関連するものを含むがこれらに限定されない、適用されるすべての独占禁止法および競争法ならびに規制を遵守するものとします。

9.2. ビジネスパートナーは、ビジネスパートナーまたは関連会社とサンスターとの関係の対象事項に何らかの形で関連する、ビジネスパートナーに対する独占禁止法または競争法の調査について、速やかにサンスターに通知しなければなりません。

10. 利益相反

10.1. ビジネスパートナーは、サンスターの従業員、請負業者、または代理人と関係があるために、その関連会社の個人的な利益や活動がビジネス上の意思決定に影響を及ぼすおそれがある場合、サンスターとの取引において利益相反が生じないように努めなければなりません。

10.2. ビジネスパートナーは、その関連会社とサンスター従業員、請負業者、または代理人との間における利益相反、またはそのように認識される可能性のある状況について、速やかにサンスターに開示しなければなりません。

11. 輸出管理および経済制裁

11.1. ビジネスパートナーは、適用されるすべての経済制裁および輸出管理に関する法令を遵守しなければなりません。

11.2. ビジネスパートナーは、サンスターとの取引に関連して、適用される法令により要求される輸出許可および承認を取得しなければなりません。

12. 関連会社の調達と管理

12.1. 本項に定める要件に対するビジネスパートナーの実績を評価する際、サンスターは、取引のリスクプロファイル、要件を遵守するビジネスパートナーの能力、およびビジネスパートナーがそれらの要件を満たさない場合の結果を考慮します。

12.2. ビジネスパートナーは、サンスターの上流サプライチェーンおよび製品流通経路の一部を構成する既存および将来の関連会社について、適切なデューデリジェンスを実施するものとします。デューデリジェンスには、少なくとも以下の項目を含める必要があります。

a) 将来の関連会社の人権、労働者の待遇、贈収賄、倫理的行動、環境への見解、および法令遵守に関する姿勢、公式声明、および行動についての調査、ならびに

b) 材料、部品、または完成品が調達される国についてのリスク評価

12.3. ビジネスパートナーは、関連会社に対応する際に以下を行うものとします。

a) 本規範のセクション 1 の要件をあらゆる点で遵守し、その関連会社と同等の基準を積極的に推進すること。

b) リスクおよびビジネス上の関連性を考慮して、合理的かつ十分な比例的監視措置を実施すること。

12.4. ビジネスパートナーは、自社製品に使用される鉱物が武装集団への直接的または間接的な資金提供、または人権侵害への加担をしないことを確実にするため、デューデリジェンスを実施するものとします。これには、紛争鉱物（スズ、タンタル、タングステン、金 - 3TG）および、コバルトなどのその他の高リスク鉱物が含まれます。ビジネスパートナーは、OECD デューディ

リジェンスガイダンスなどの国際的に認められた枠組みに従い、要請に応じて調達情報を提供することが期待されます。

13. 研修

ビジネスパートナーは、独自の行動規範を実施し、従業員が本規範の要件を認識できるよう十分な研修を提供するものとします。

14. 自己監視、コンプライアンスの証明および監査

14.1. ビジネスパートナーは、本規範の遵守状況を監視し、違反（実際の違反または疑わしい違反）をサンスターの法務部門、コンプライアンス部門または執行役員に報告するものとします。

14.2. ビジネスパートナーは、本規範の違反または疑わしい行為を誠実に報告した、または本規範に関する助言を求めた、ビジネスパートナーの従業員または関連会社に対して、報復または懲戒処分を行わず、またそれを許可しないものとします。

14.3. ビジネスパートナーは、サンスターから要請された場合、定期的な評価またはアンケートを含む、サンスターのビジネスパートナーデューデリジェンスプロセスに参加するものとします。このようなプロセスを通じて、各ビジネスパートナーは、本規範および自社ならびに関連会社による本規範の遵守を確保するための適切なシステムが整備されていること、およびサンスターとの関係が継続する期間中、本規範を遵守できることを確認するものとします。本規範の遵守状況は、サンスターの継続的なサプライヤーデューデリジェンスおよび契約更新プロセスの一環として審査されるものとします。

14.4. ビジネスパートナーは、サンスターが書面でそれより早い日付または遅い日付を別途指定しない限り、サンスターからの書面による要請から 30 日以内に、適用されるすべての法律および枠組みの遵守を証明するために必要な追加の証明書を提供するものとします。

14.5. 前項の書面による確認に加え、サンスターは、合理的な事前通知を条件として、ビジネスパートナーによる本規範の遵守状況を確認するための監査を実施することができます。

15. 違反、是正措置および契約終了

15.1. サンスターが、ビジネスパートナーまたはその関連会社による本規範の違反を認識した場合、当該違反が実際のものであるか合理的に疑われるものであるかにかかわらず、サンスターは独自の裁量により以下を行うことができます。

- a) ビジネスパートナーに対し、サンスターが指定する合理的な期間内に不遵守に対処する是正措置計画を速やかに作成するよう要請します。

- b) ビジネスパートナーがサンスターの要請する期間内に当該是正措置計画を提出しない場合、またはサンスターの要請する合理的な期間内にそれを実施しない場合、書面による通知をもって、発注書および契約を含む取引関係を停止または終了させます。
- c) 重大な違反が発生し、サンスターが独自の裁量で適時にまたはその他適切に是正できないと判断した場合、またはサンスターが要請した期間内に違反が是正されない場合、書面による通知をもって、購入注文および契約を含むビジネス関係を終了します。

15.2. サンスターは、その絶対的な裁量により、ビジネスパートナーに対し、必要な是正措置を支援するためのサポートおよびリソースを提供することができるものとし、これは本規範または適用される契約に基づくサンスターのその他の権利および救済手段を害するものではなく、サンスターは是正措置が進行中の間、ビジネス関係を影響なく一時停止する権利を留保します。

16. 契約との関係

本規範の規定と、サンスターとビジネスパートナー間の契約の規定との間に矛盾または不一致がある場合、契約の規定が常に優先され、本規範の規定に優先するものとし、本規範の規定により制限されないものとします。

17. 本規範の更新

サンスターは、本規範を随時修正する権利を有し、電子メールを含む書面により、ビジネスパートナーに対して修正について合理的な通知を提供するよう努めるものとします。